

各県  
河川事業担当課長 殿

国土交通省 中部地方整備局  
河川部 地域河川課長

水防法に基づく各種施策に係るフォローアップ調査について（依頼）

国土交通省では、水防法に基づき市町村、地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等を実施の努力義務または義務が規定される事項や浸水想定区域の指定及びハザードマップ作成等について、その取組状況等を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、毎年度、都道府県、市町村及び水防法に基づき地域防災計画に位置づけられた施設への調査を実施しております。（※過年度の依頼名「水防法に基づく避難確保及び浸水防止計画等に係る状況調査について（依頼）」）

今般、平成30年3月末時点における状況調査について、取組の促進を図る観点から調査要領を改定しましたので、別添の要領に基づき、下記のとおり報告をお願いします。

また、地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等における避難確保計画等並びに想定最大規模によるハザードマップについて、それらの作成状況や訓練実施の実態に鑑み、作成等が促進されるよう、災害情報普及支援室、「避難確保計画作成の手引き」や「水害ハザードマップ作成の手引き」等の周知を図るなど、本調査に合わせて助言願います。

併せて、都道府県における水位周知河川等の指定、想定最大規模による浸水想定区域の作成等についても、引き続き促進されるよう助言願います。

記

1. 調査内容

水防法に基づく、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための取組状況等について、平成30年3月末時点における報告をお願いします。

別添の記載要領にしたがって、調査票に記載の上、提出をお願いします。

2. 提出物

- ・地下街等の自衛水防【調査票1-1】
- ・地下街等に係る協議会の設置状況等【調査票1-2】
- ・要配慮者利用施設の自衛水防【調査票2】
- ・大規模工場等の自衛水防【調査票3-1】、【調査票3-2】
- ・浸水想定区域、洪水ハザードマップ及びまるごとまちごとハザードマップについての調査【調査票4-1】

- ・都道府県管理河川における水位周知河川等の指定や水害危険性の周知等にかかるフォローアップ調査【調査票4-2】
  - ・洪水浸水想定区域図データのオープン化について【調査票4-3】
  - ・津波・高潮ハザードマップ、指定避難施設についての調査【調査票5】
  - ・浸水被害軽減地区についての調査【調査票6】
- ※【調査票6】については、平成30年2月26日（月）付事務連絡「水防法に基づく浸水被害軽減地区の指定に向けた水防管理者等の取組の状況調査について（依頼）」をご確認下さい。

### 3. 提出期限

【調査票1】、【調査票2】、【調査票3-1】、【調査票3-2】について  
平成30年4月18日（水）17時まで

【調査票4-1】、【調査票4-2】、【調査票4-3】【調査票5】、【調査票6】  
について

平成30年3月23日（金）17時まで

※提出期限が2種類ありますのでご注意ください。

### 4. 提出先及び問い合わせ先

中部地方整備局 河川部 地域河川課

伊藤：itou-k85ai@cbr.mlit.go.jp（M85-3826）

大石：ooishi-k85aa@mlit.go.jp（M85-3827）